

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

漁業就業動向調査（以下「調査」という。）は、海面漁業の就業構造及びその動向を明らかにし、水産行政の推進に資することを目的としている。

2 調査の根拠

調査は、統計報告調整法(昭和27年法律第148号)第4条に基づく承認統計調査として実施した。

3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

4 調査期日

平成18年11月1日現在

5 調査の範囲

海面（浜名湖、中海、加茂湖、猿瀬湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）に沿う市区町村及び漁業法（昭和24年法律第267号）第86条第1項の規定（海に沿わない市町村であって、当該海区において漁業を営み又はこれに従事する者が相当数その区域内に住所又は事業場を有している等特別の事由によって農林水産大臣が指定したもの。）により農林水産大臣が指定した市区町村（滋賀県東浅井郡虎姫町を除く。）とした。

なお、三宅島の火山活動により、平成15年から18年の値については東京都三宅村分は含まれていないことから、利用に当たっては留意されたい。

6 調査対象

上記5に所在する全ての漁業世帯

7 調査客体

2003年（第11次）漁業センサスで設定した海面漁業基本調査区（約11,000調査区）から大海区分別に定めた標本調査区（530調査区）を抽出し該当調査区内に所在するすべての漁業世帯（約8,000世帯）を調査客体とした。

なお、標本調査区の抽出方法は次のとおりである。

（1）大海区分別標本調査区数

大海区分別の標本調査区数は次のとおりである。

大 海 区	標 本 調 査 区 数
北海道 太平洋 北 区	2 7
太 平 洋 北 区	5 9
太 平 洋 中 区	6 7
太 平 洋 南 区	6 3
北海道 日本海 北 区	2 4
日 本 海 北 区	5 5
日 本 海 西 区	4 7
東 シ ナ 海 区	8 2
瀬 戸 内 海 区	1 0 6
全 国	5 3 0

(2) 標本調査区数の配分

大海区別都道府県別に全体の調査区を個人漁業経営体数が漁業世帯数の50%以上を占める調査区（自営漁業調査区）及びそれ以外の調査区（雇われ漁業調査区）に階層分けを行い、それぞれの階層にその調査区数に比例して配分した。

(3) 標本調査区の抽出

大海区別都道府県別階層別に調査区をその漁業世帯数の上昇順に並べ、上記(1)で配分した標本調査区数の調査区を循環系統抽出法により抽出した。

8 調査方法

調査は、統計調査員（漁業就業動向調査員）が、標本世帯に所定の調査票（巻末参照）を配付・回収し、標本世帯が調査票に直接記入する方法（自計申告）により行った。

9 集計

集計は、大海区別都道府県別に2003年漁業センサスの結果を用いて、次表に掲げる項目ごとに、次の推定式により行った。

全国及び大海区計の結果は、これらの結果を積み上げて集計した。

個人	漁業世帯数	専業（自営漁業のみ）	漁業世帯者数	一般世帯
		兼業（自営漁業が主）		準世帯
		兼業（自営漁業が従）		漁業
漁業	漁業	男		男
	世帯員数	女		女
経営	自営漁業	男	雇われ漁業	男
	就業者数	女		女
営体	雇われ漁業	男		
	就業者数	女		

[推定式]

$$X = \frac{x}{y} Y$$

<上記の推定式に用いた記号>

X = 大海区内の都道府県別の項目ごとの推定値

x = 大海区内の都道府県別の項目ごとの標本調査区の調査値（合計）

y = 大海区内の都道府県別の項目ごとの標本調査区の漁業センサス結果（合計）

Y = 大海区内の都道府県別の項目ごとの漁業センサス結果

10 調査事項

巻末の「付表（漁業就業動向調査票）（57ページ）」を参照。

11 統計の表章

統計表の編成は、大海区別の統計表とした。

なお、大海区の区分については「大海区分図（8ページ）」を参照。

12 実績精度

漁業就業者数計についての標準誤差率（＝標準誤差÷推定値）は以下のとおりである。

区 分	大 海 区	標準誤差率 (%)
漁業就業者数計	北海道 太平洋 北区	5. 2
	太 平 洋 北 区	2. 6
	太 平 洋 中 区	6. 3
	太 平 洋 南 区	3. 3
	北海道 日本海 北区	6. 3
	日 本 海 北 区	2. 0
	日 本 海 西 区	5. 9
	東 シ ナ 海 区	2. 2
	瀬 戸 内 海 区	2. 4
全 国		1. 4

13 用語の説明

漁業世帯

個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。

世帯とは、具体的に次のものをいう。

ア 居住と生計をともにしている人の集まりを一つの世帯とする。（血縁又は姻戚関係にないものも含まれる。）

イ 一人で一戸をかまえている者は一つの世帯とする。

また、一般の家庭や下宿屋などに単身で間借り又は下宿している者は、一人一人を一つの世帯とする。

ウ 会社や学校などの寄宿舎、独身寮などに住んでいる単身者は一人一人を一つの世帯とする。

エ 夫婦など家族と一緒に間借りしている場合は一つの世帯とする。

オ 雇用と同居している単身者の住み込みの使用人は雇用の世帯に含める。

漁業経営体

調査期日前1年間（平成17年11月1日～平成18年10月31日。以下同じ。）に利潤または生活の資を得るために水産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営んだ世帯又は事業所をいう。

個人漁業経営体

個人の漁業経営体であって、世帯としての海上作業従事日数が30日以上のものをいう。

具体的には次のものをいう。

ア 漁船、漁網等を使用して家族又は雇用者によって漁業を行った世帯。

イ 二人以上の者が自己所有の生産手段（漁船、漁網等）を持ち寄って操業するもののうち、生産手段の管理運営又は生産物の処理が各個人の責任で行われた世帯。〔もちより操業〕

	<p>ウ　自己所有の漁具・漁網を持って他人の船に乗り込んで操業し、生産物を自己の責任において処理したもののうち、乗り込んだ船が3トン未満の世帯。〔あいのり操業〕</p>
個人漁業経営体の専兼業区分	<p>個人漁業経営体を自営漁業とそれ以外の従事状況により区分したものという。 具体的には次のものをいう。</p> <p>ア　専業(自営漁業のみ)</p> <p>　　満15歳以上の世帯員の中に、自営漁業以外(漁業の共同経営、漁業雇われ及び漁業以外)の仕事に従事した世帯員がいない世帯。</p> <p>イ　兼業</p> <p>　　満15歳以上の世帯員の中に、自営漁業以外の仕事に従事した世帯員がいる世帯。</p> <p>(ア)　自営漁業が主</p> <p>　　調査期日前1年間の自営漁業の収入が、自営漁業以外の収入を上回る世帯。</p> <p>(イ)　自営漁業が従</p> <p>　　調査期日前1年間の自営漁業の収入が、自営漁業以外の収入を下回る世帯。</p>
漁業従事者世帯	<p>調査期日前1年間に生活の資としての賃金報酬を得ることを目的として、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して漁業の海上作業に30日以上従事した世帯員のいる世帯をいう。</p> <p>ただし、個人漁業経営体に該当する世帯は除いた。</p>
漁業世帯員	<p>生活の本拠が漁業世帯にある者をいう。 具体的には次のものをいう。</p> <p>ア　住居と生活をともにしている人。(血縁又は姻戚関係にない人も含める。)</p> <p>イ　出稼ぎ者、遊学者、療養者等で調査対象期日現在に家を離れている人のうち、不在期間が一年未満の人。</p> <p>なお、漁船の乗組員については航海日数の長期化により不在期間が一年以上にわたる場合であっても世帯員に含める。</p> <p>ウ　家族同様に住んでいる雇い人で一年以上経過した者又は一年以上経過する見込みのある者。</p> <p>なお、同居人、下宿人のように生計を別にしている人は、世帯員には含めない。</p>
漁業就業者	<p>漁業世帯員のうち、調査期日現在満15歳以上で、調査期日前1年間に自営漁業又は雇われて漁業の海上作業に30日以上従事した人をいう。</p>

世帯の経済的 中心者	その家の生計を支えている者をいう。 したがって、必ずしも世帯の戸籍筆頭者や漁業従事者の中の中心的な働き手であるとは限らない。
自営漁業（陸上 作業を含む。）	次のものをいう。 ア　自営単独で漁業を営んだもの。 イ　漁船、漁網を持ち寄って、他人と一緒に漁業を営んだもの。 ただし、共同経営に該当する場合は、自営漁業に含めない。 ウ　他人の所有する無動力船又は動力3トン未満の船にあいのりして漁業を営んだもの。 なお、動力3トン以上の船にあいのりした場合は、漁業雇われとする。
共同経営（陸上 作業を含む。）	二人以上（法人を含む。）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同して行ったものをいう。
漁業雇われ（陸 上作業を含む。）	次のものをいう。 ア　他人の営む漁業経営体に雇われて漁業に従事した者 なお、共同経営に出資せず、その漁業に従事している者は漁業雇われに該当する。 イ　漁業協同組合あるいは漁業生産組合の組合員で、当該組合が営む漁業に従事した者 ウ　動力3トン以上の船にあいのりして漁業に従事した者
兼業	漁業（自営漁業、共同経営又は漁業雇われ）と漁業以外の仕事を行った場合をいう。 なお、漁業と漁業以外の仕事の主従の関係は、収入により判定する。
自 営 漁 業 の 経 営 主	自営漁業の経営に責任を持つ者や経営の意志決定を行う者をいう。
海 上 作 業	漁業に係る作業のうち、海上におけるすべての作業をいう。 具体的には以下のものをいう。 ア　漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業（運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業を含む。したがって、漁業に従事しない医師、コック等乗組員の作業も海上作業である。）。

イ 定置網漁業では、網の張り立て、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見※。

(※岡見とは、定置網に魚が入るのを見張ること。)

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業。

エ 漁船を使用しない採貝、採藻や潜水して貝等を採取する作業。

オ 養殖業では、以下の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

- a 漁船を使用して養殖施設までの往復
- b いかだ、ひび及び網等の養殖施設の張立て及び取外し
- c 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

- a 採苗、飼育に関する養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）でのすべての作業
- b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除
- c 池及び水槽の見回り
- d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌づくり）は、陸上作業とする。）
- e 収穫物の取り上げ作業

陸 上 作 業

漁業に係る作業のうち、前記海上作業以外のすべての作業をいう。

具体的には以下のものをいう。

ア 生産の準備等（漁業・養殖）

- (ア) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った作業を含む）
 - (イ) 漁具、漁網、食料品の積み込み作業
 - (ウ) 出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ作業
 - (エ) 悪天候時の出漁待機
 - (オ) 餌の仕入れ及び調餌作業
 - (カ) 真珠の核入れ作業、真珠の採取作業
 - (キ) 貝掃除作業、貝のむき身作業、のり・わかめの干し作業等

イ 生産物の出荷

生産物を出荷するまでの運搬、箱詰作業等

ウ 自家生産物の加工

収益向上のため自家生産物に価値を付加する作業で、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業

工 管理・事務

自営漁業に関する管理作業（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理等）

14 利用上の注意

(1) 調査について

漁業就業動向調査は、5年ごとに行われる漁業センサスの中間年次における漁業就業構造の年次的動向を総合的に把握するために行う調査である。したがって、本調査は漁業センサスと密接な関係を持つものであり、このことを踏まえて調査の設計を行っている。

一方、漁業センサスは全数調査であるのに対し、漁業就業動向調査は標本調査であるため、作成される統計はすべて推定値であることから、漁業センサス結果と漁業就業動向調査結果を直接比較して利用する場合には、両調査の調査方法による差が生じることに留意していただきたい。

(2) 統計の表示について

① 本統計では、10の単位で四捨五入を行っており、それぞれの項目の積み上げ結果と合計又は総数は必ずしも一致しない。

② 表中に使用した符号は、次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「0」：単位未満のもの

「…」：事実不詳のもの

「△」：負数又は減少したもの

15 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林漁業構造統計班

電話 (代表) 03-3502-8111 内線3664

(直通) 03-3502-8093